

平成31年度 えびの市保育料

【金額は月額表示】

※二人親世帯

幼稚園等保育料
(幼稚園及び認定こども園の1号認定者)

(単位:円)

保育所等保育料
(認可保育所及び認定こども園の2号・3号認定者)

※標準は保育標準時間(11時間)認定、短は保育短時間(8時間)認定

(単位:円)

国階層区分		市階層区分		国基準	市基準
第1	生活保護世帯	生活保護世帯	第1	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯	第2	3,000	1,600
	市町村民税均等割のみ	市町村民税均等割のみ世帯	第3		3,000
第3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	市民税所得割5,000円未満	第4	10,100	8,100
		5,000円～48,600円未満	第5		8,600
		48,600円～57,700円未満	第6		9,900
		57,700円～60,000円未満	第7		9,900
		60,000円～77,101円未満	第8		10,100
第4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	77,101円～88,000円未満	第9	20,500	13,000
		88,000円～97,000円未満	第10		14,700
		97,000円～133,000円未満	第11		16,300
		133,000円～169,000円未満	第12		17,100
		169,000円～211,300円未満			17,100
第5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	211,300円～256,000円未満	第12	25,700	17,100
		256,000円～301,000円未満			17,100
		301,000円～397,000円未満	17,100		
		397,000円以上	第13		22,400

国階層区分	市階層区分	3歳未満国基準		3歳未満市基準		3歳以上国基準		3歳児市基準		4歳以上市基準	
		標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短
第1	生活保護世帯	生活保護世帯	第1	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯	第2	9,000	9,000	8,000	7,800	6,000	6,000	6,000	5,800
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	市町村民税均等割のみ世帯	第3	19,500	19,300	12,600	12,300	16,500	16,300	11,600	11,400
						15,600	15,300			14,000	13,700
						17,300	17,000			15,000	14,700
第4	市町村民税所得割課税額97,000円未満	市町村民税所得割5,000円未満	第4	30,000	29,600	18,500	18,100	27,000	26,600	17,300	17,000
						18,500	18,100			17,300	17,000
						21,000	20,600			19,700	19,300
						24,300	23,800			22,900	22,500
						28,500	28,000			26,500	26,000
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	市町村民税所得割5,000円未満	第5	44,500	43,900	32,600	32,000	41,500	40,900	31,000	30,400
						39,400	38,700			33,000	32,400
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	市町村民税所得割5,000円未満	第6	61,000	60,100	46,000	45,200	58,000	57,100	33,400	32,800
						48,500	47,600			33,400	32,800
						301,000円～397,000円未満	第14			30,600	30,000
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	市町村民税所得割5,000円未満	第7	80,000	78,800	50,000	49,100	77,000	75,800	33,400	32,800
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	市町村民税所得割5,000円以上	第8	104,000	102,400	65,000	63,800	101,000	99,400	43,800	43,000

- えびの市在住の方の保育料については、太字で記載してあります。
- 保育料の年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢を基準にして計算します。(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません。)
- 平成31年4月～8月までは、平成30年度の市民税額で算定し、平成31年9月～平成32年8月までは、平成31年度の市民税額で算定します。(父母それぞれの合計額で階層判定を行います。父母以外の保護者(祖父父母等)が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者も含めます。)
- 上記の保育料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。
- 新制度に移行しない幼稚園については、各幼稚園が設定する保育料になります。
- 新制度に移行する幼稚園等については、その保護者に対する幼稚園就園奨励費補助金の適用はありません。
- 多子世帯の保育料の軽減については(兄弟姉妹で施設を利用する場合) 国基準どおりとします。
 - 1号・2号・3号認定の市基準の第2階層(市町村民税非課税世帯)の保育料については、第2子以降が無料になります。
 - 1号認定の場合については、幼稚園年少の3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
ただし、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合は、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。
 - 2号及び3号認定の場合については、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
ただし、世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の場合は、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。
 - 第3子以降の保育料について、国基準では無料にならない場合は、市独自施策により、無料となります。
- ④「国基準」とは、国が定めている保育料で、「市基準」とは、保護者の方の負担軽減を図るために国基準よりも低く、市独自で定めている保育料で、「国基準」と「市基準」の差額は、市の財源で補填をします。